

—

をいろいろカテゴリーに分けるとか、いろいろそういうことが問題になりますて、文部省のほうで、昨年の初めころから何とかもう少しうまく改善できないであらうか、いろいろ今までのやり方に批判もございまして、そういう点を改善しようと/or>うので、その改善策をどうするかといふのをお隣におられます茅さんが会長をしておられる学術審議会、これは文部大臣の諮問機関でございますが、そこに諮問されまして、そして答申がまとまつたわけでございます。その途中の段階でいろいろ学術會議のほうから意見を述べまして、相当な部分取り入れていただきたいわけでありますけれども、最後にどうしても一致しない点が一つまあ一つではないのでござりますけれども、非常に基本的な問題で一つありましたわけであります。それは審査の方法でございます。これは詳しく述べますと非常に時間がかかりますのでざつと申し上げまして、もし御理解いただけなければ、私からでも茅先生からでもどちらからでもあとでお答えすることにいたしますが、要するに、いままではどういう審査の方法をとったかと申しますと、この審査の仕事は、文部省の中であります研究費の配分——いままでは学術奨励審議会といふものの中に研究費の配分委員会といふのがつくられて、そこで審査していくわけでございます。この配分委員会で審査をするところの審査委員、いままでは百二十名定員でございましましたが、それを学術會議にその候補者の推薦を文部省から依頼が参りまして、そして定数の倍の推薦をいたしておりました。そのときに順位をつけまして推薦をしたわけでございます。そしてその順位を尊重するという、そういう慣行ですつときたわけでございます。

る、全体が約四百人というそういう構想でござります。いまでも百二十人の審査委員だけでは審査できませんので、いろいろ学会等にも協力委員、そういうようなものを非公式におつくりになつて、そして百二十人の審査委員の予備審査のようなことをやつてきていたとい、そういう非公式な慣行がございましたわけで、それを正式にしたというふうに私どもは受け取つておいでござります。

それはまあそれであれどござりますけれども、学術会議といったしましては、今までの百二十名に相当する六十名の審査委員も学術会議に候補者の方の推薦を依頼され、そして学術会議が順位をつけてそれを尊重するというやり方をしていただきたい、そり考えたわけでございます。しかし、この審議会のほうで答申になりました考え方は、全体の四百名の定数の一倍半か二倍の候補者を学術会議に推薦を依頼する、そしてその中のどなたを五十ないし六十の審査委員にするかということは文部省が審議会で相談してきめる、そういうようになります。その理由は、これは茅先生が御説明になつたほうがよろしいかと存りますが、私どもが理解する範囲では、この科学研究費というものの予算は文部省が取つて、そこで適正な配分をする責任があるのだから、したがつてこれは文部大臣の責任になるので、その責任の所在を明確にする必要がある。そういうわけで十人あるいは五十人の、これは第二段審査委員と申しますが、ふうになつておりますが、その第二段審査委員をいまののような文部省の責任においてきめたいのだというところでございました。それに対して私どもの考え方は、文部大臣がこの研究費の適正をなす配分に責任を負つておられるということ、これだけはり学者の意見を十分入れてやつていただきたいとい。もちろん、学術審議会には茅さんをはじめました者が、こういう学術研究費の配分である以上は、やとをおやりになるとは私たち思つておりませんけ

れども、学術会議いたしましたては、しままで学界と連絡し、十分協議いたしましてその意見をくみ入れて審査委員の推薦をしておりましたのが、学術会議の手を離れる。あと六十人の第二段審査委員をおきめいたたくのを白い紙でほかの方におまかせいたしましょうということで、はたして多くの学者に対する学術会議の責任を果たすといえるであろうか、そういう疑問を持った、それがここに疑義があるということの意味でございます。これを読んでみますと、いろいろ書いてございますけれども、いまの「審査委員の推せん方法」については、日本学術会議発足の当初から、日本の学術の正しい進展のために、最も有効であると考えられる慣行をつくってきたのであり、それを大幅に改変することは極めて大きな影響を日本の学術の研究全体に及ぼすことになると考えます。」そういうわけで、その点に「根本的な疑義を持たざるを得ません。」そう、いうふうに申したわけでござります。そこで本会議いたしましたては、いろいろそういう歴史的な経緯を振り返り、現在の方程式の成立の意義を検討し、しかしながら改善すべきことがあるかも知れないわけですから、今後のあり方についての意見を十分学会の考え方等もくみ上げて検討したい。そういうわけで、結局、結論を申しますと、今年度四十三年度は今までの方程式でやつてほしい。ただし、今までの方式と申しますのは、この審査の点についてだけでございまして、いろいろ審議会でお出しになつた科研費の改善すべき点でわれわれのもつともと考えられる点がござりますが、そういうことはもちろん新しい方式でやつてしまひてけつこうございますが、たゞ審査委員の推薦の件、審査のやり方等についての一応この四十三年度は新方式を急いで実施しないでほしい、そういうことを申し入れたのがこの十二月二十日の申し入れでござります。

そうしてその主催団体が信頼のできるものである会議として介入することはむしろ避けたほうがいいという考え方であったわけでござりますが、一九六六年にこういう事件が起きましたので、これからは後援の場合に、やはりもう少し慎重にやる必要がある。幸いにして学術会議主催で今までやつてまいりました国際会議では、こういう事態は、今まで調べましたが、一つもなかつたと、いうことでほつとしたわけでござりますけれども、後援のほうではこういうなことが現にあつた。それ以後後援を引き受ける場合に、やはりこういうことをしないようにという注意をいたしましたして、そのあと会計等についても、今までは向こうにまかせ切りだったのですが、少なくともそのつどいろいろ経過の途中で報告をするようにして、そのあと会計等についてもいたしました。そしてこの後援するかしないかをきめるのは、七つの部のそれぞれの専門分野で後援するかしないかをお考へただいて、そうして運営審議会で決定する、そういうやり方をとることにしたわけでございます。

ございます。しかし、ちょっと範囲外の問題であります。しかし、正確にやることはむずかしいのじやなからうか。特に学術会議の会員の方がどういうふうになさつたかというようなことを調査することはできませんけれども、それぞれの科学者に、どういうふうにしたかということを調べるというのも、いろいろデリケートな問題がございますので、そこまではやれない。これはやはり個々の学者の良識訴えようというので、声明することにとどめたわけでございます。

○唐橋委員 わかりました。

もう一点だけなんですが、これは先生からだけではなく、もし事務局と一緒においになつた方がありましたら、その方だけつこうなんですが、この前の朝日新聞に、潮見先生が学術会議の委員の方々の出張関係の場合の計数を発表されてあるので、これを見て私も非常にがく然としたわけでござりますが、先生が実働日数一年間に二十日以上である。それに対しても二千九百十五円だ、こういうことです。これはほうつておけない、こんなような気持ちを持って、驚いてこの記事を読んだわけでござりますけれども、この原因は回数がオーバーしたためにできているんですか。それとも、都内在住と都外といふ、こういう規定は各省ともみんな一緒をはずなんですが、どういうところにこういう欠陥があらわれたのか、ひとつ具体的にお伺いしたいと思ひます。

○鶴岡説明員 ただいまの御質問にお答えを申し上げますが、朝日新聞に掲載されております潮見先生のあの額というのは、事実そのようなものであります。と申しますのは、これは俗にいいますところの都内出張でございまして、これは旅費法で一応きまっておりまして、各省みな官府関係は一緒だと思うのでござります。内容を申し上げますと、都内外張の場合には、非常にこまかくなりますが、八キロメートル以上十六キロメートル未満の場合、あるいは五時間以上八時間未満の場合には幾ら差し上げる、あるいは十六キロメートル

○高見委員長 この際、おはかりいたします。
以上、八時間をおこえる場合には幾らといつ
定額がございます。それで学術会議の場合を申
上げますと、以上の旅費法の規定、それから政
がござります。それから総理府所管の取り扱い
則がござりますが、その場合には、その定額と申
ますのは、会長、副会長、それから学術会議の部
員の場合には七百円でございまして、先ほど申
上げました八キロ以上十六キロ未満、それから一
時間が五時間以上八時間未満の場合にはその三分
一でござりますから二百三十三円、それから先
ど申し上げました十六キロメートル以上または
続き八時間以上の場合には二分の一に相当する
額を払うということになつてありますて、それ
ちょうど七百円の半額、こういうことになつて、
りまして、これはほんとうの都内でおいでをい
だくいわゆる旅費でございます。
以上のように相なつております。
○唐橋委員 わかりました。この点についてはは
とで政府関係からもお伺いしたいと思います。お
永先生、ありがとうございました。
では次に、日本学術振興会の茅先生のほうにた
伺いしたいと思うのですが、日本学術振興会の設
立については、去年年の法案の審議の際にいろい
ろ議論がございまして、一つは、学術研究を代表す
る日本学術会議と密接な連絡をとつてほしい、
こういう点と、もう一つは、研究資金などの配分
で日本の学術行政を政府の思いのままにしないよ
うにしたい、この二つが一番論議され、心配さ
たような点でござります。それ以来、あの法案が
通りまして、私の手元にも、設立委員の方々の名
簿、役職員の方々の名簿、評議員の方々の名簿、
予算及び事業計画等をいただいておるわけでござ
いますが、具体的に、これは先生からでなくして
も、一緒においでになつた係の方でけつこうでござ
いますが、いつ設立認可になつて、予算及び事
業計画の認可はいつ得てあつたのか。

○高見委員長 岡野参考人。 本案について、本日、日本学術振興会につきましては、その設立委員会は文部省が招集されたわけでござります。昨年の九月の二十日に設立委員会を開いて、昨年の九月二十一日に登記をいたしまして成立したわけでございます。

○高見委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○岡野参考人 日本国學術振興会につきましては、その設立委員会は文部省が招集されたわけでござります。昨年の九月の二十日に設立委員会を開いて、昨年の九月二十一日に登記をいたしまして成立したわけでございます。

○唐橋委員 四十二年度の予算及び事業計画の認可はいつです。

○岡野参考人 十一月十三日付をもつて事業計画の認可を文部大臣からいただいております。

○唐橋委員 第一回の評議員会は三月二十九日に開かれたということを聞いておるのでですが、間違ひございませんか。また評議員会のメンバーを見ても、非常に忙しい第一線の方々でござりますので、御出席などはなかなかたいへんだと思いますので、その場合の出席状態など、失礼ですがどうぞざいますか。

○岡野参考人 学術振興会の評議員は文部大臣が任命することになつておりますが、現在十四名の方にお願いしておりますが、第一回の評議員会は御指摘のとおり三月二十九日に開催いたしました。

○唐橋委員 出席の状態は、失礼ですけれども……。

○岡野参考人 十四人中七名の御出席をいたしました。

○唐橋委員 実は評議員の任命が、文部省で非常に慎重な人選をなすたうでございまして、ですね。

任命が行なわれましたのがたしか十一月二十五日の日付だと思います。評議員の任命がかなりおくれまして、かつまた本会が成立しましたのが年度の途中でございます。事業そのものは旧財團から引き継ぎをいたしました事業がほとんどでございまして、そういう創立時の特殊事情で実は四十二年度に限りまして三月に評議会を開きまして御承認を受けたというような状況でございまして、ただ今後は毎年定期的に二月、三月または六月、二回開くことにいたしております。

○唐橋委員 そうしますと、発足当時の年であつたので評議員の任命がおくれたために、当然かけられべき予算及び事業計画は評議員会に事後承認を得た、こういうことでございますか。——多少具体的な事項に入りまして、流動研究員等審査会委員の選任はどのような方法でされておりますか。

同時に、この場合学術会議等の選任の関係は、ルールとして確立してあるわけですか。

○岡野参考人 今回の流動研究員等審査会委員の人選につきましては、朝永会長並びに学術会議の代表の方二名、茅会長とお打ち合わせをいたしまして、十分御意見を徴しまして任命したものでござります。

○唐橋委員 研究資金の配分方式はどのようにされておるのでですか。

○岡野参考人 学術振興会は、研究費は実は予算的に持つておりませんので、私どもでいたしており大きな事業いたしましては、博士課程終了後の優秀な学徒に奨学金を出しております。研究費といよりはむしろ生活費でございます。それを支出いたしております。その選考を流動研究員等審査会でいたしておるということでございます。

○唐橋委員 次にお伺いいたしますことは、日米科学協力研究事業というのがございますが、この共同研究の取り組み方でございますが、四十二年度予算及び事業概要と四十三年度予算と事業概要を見てみると、金額の増はございますが項目は同じでございます。この科学協力に関する日米科学委員会で決定されたものが、そのままこの事業

の中に組み入れられてくる、こういうことでござりますか。

○岡野参考人 日米科学協力事業は、先ほど朝永先生からもお話しになりましたように、日米科学協力委員会が政府に勧告いたしました事項の範囲内で、その研究の実施を学術振興会が補助金をもって行なつておるというわけでございまして、総体科学協力事業としては二億円の予算でございましたが、節約がありまして、むしろ予算が節約され実施状況でございますが、これはたとえば日本国でどういう研究をしたらいいかということを原則的にその科学協力委員会のほうでまとめておりまして、たとえば日米双方でやるのはやはり太平洋の問題が一番適切ではないかということでおよび大きなワクがございまして、その範囲内で個々の学者がやりたいというのを実は募つてあります。その審査は、事業委員会というのを置かれております。専門の学者がそれを審査してアメリカ側にも対応する学者がおるというようなことで、これは思われるようなものについて研究費を出しておるという仕組みでございます。

○唐橋委員 ありがとうございます。それで今度は学術審議会関係についてお伺いしたいのですが、改組の理由等につきましてはあとで大臣お伺いしますが、先ほどお伺いしましたように、学術奨励審議会が昨年の六月でありますか改組になりました、四百二十名以内の委員が三十名になつた。こういうふうに改組されたのでござります。が、改組の理由等につきましてはあとで大臣お伺いしますが、先ほど朝永先生からもこの審議会と学術会議の経過等をお聞きしたのでござります。

○唐橋委員 わかりました。

ただもう一つ、くどいようですがお伺いしたいのは、この答申案を出せば——まあ製作の過程においても学術会議等の意見も十分入っているとは

研究費の配分と委員の選出等に対する答申を出された、こういうことで、実はこの答申の内容は、私が申し上げるまでもなしに、今後の日本の大学や研究所のほんとうに大切な研究費の配分あるものは審査、委員の選任、こういうような方向をきめるものであり、非常に重大な答申であった。こゝ考へるわけでございますが、この答申ができるまでの間、名簿を見つめますと二十九人でございましたが、二十九人の方々は、この重大な答申を失礼でございますが、このお忙しい方々が何回ぐらいお集まりになつてなされただろうか、こう考へるわけでございますが、原案は文部省がつくら、そしてこの方々が審議をなされた、こういう大な答申をおつくりになつたのか、その辺のところをひとつ具体的にお伺いしたいと思います。

○茅参考人 お答え申します。

この学術審議会が発足しましたのは九月の二十日でございますが、その前に学術奨励審議会、私がやはり会長をしておりましたが、その中にはやはり研究費の問題を取り扱う分科会をつくりまして、これはちょうど足かけ二年、その分科会で専門委員を置きました詳しく述べてまいりまして、そうして昨年の末に至りましたて一応の中間報告を総会に提出しましたので、それを世間に公表して世間の批判を待つ、そして学術会議のほうにもそれを提出しましてその御批判を受けたわけですね。そういう処理をしまして現在のものができただきました。異論、こうしたい、こうしたいといふことを検討しました結果、先ほど朝永参考人にお見せいたしまして、学術会議では、やはり研究費の委員会がございまして、そこで慎重に検討していただきまして、非常にこまかいリストをいふのです。

○茅参考人 お答え申します。

中間答申案が出来まして、それを学術会議のほうにお見せいたしまして、学術会議では、やはり学術会議の要望に応じて修正をいたしました。ただ一点、審査委員の選考に対し第一次審査委員、学術会議の推薦を得るという点は同じであります。が、それに順位をつけるかどうかと、このことですから第二次審査委員は、これは自分の審議会のほうでそれを選びたい。その推薦された方々並びに審議会のメンバーの中から選ぶということを言つたわけでござりますが、それは私、何回小委員会が集まりましたか知りませんが、これは非常にたびたび集まつて、それから、文部省の原案があつてじやなくて、おそらくその小委員会 자체が研究費のエキスパートでござりますから、そこでやられたと私は確信しております。

○唐橋委員 わかりました。

ただもう一つ、くどいようですがお伺いしたいのは、この答申案を出せば——まあ製作の過程においても学術会議等の意見も十分入っているとは

思いますが、正式に学術会議にこの答申案が回され、ここで十分検討されて、そうして最終的には文部省がその内容を決定する、こういうような手続き等も、答申されたあとの経過等は、やはり学術会議に今度回つて、そしてそれが文部省へいくんだけれど、こういうふうな一応の予想のもとにされたのですか。それともまた、単に大臣に答申すれば、もうこれは大臣がどうしようか、他の各方面の意向をとろうとするまいと、それは大臣のかつてだ。こういうふうな——ちょっと質問の要旨がおかしいのですけれども、実際のところは、答申されただろう、こういうような考え方の中で委員の多くが答申されていたのではないかとも推定されるのでござりますから、その辺のところを、ちょっと質問が変なんですが、率直にお伺いしたいのです。

○茅参考人 お答え申します。

中間答申案が出来まして、それを学術会議のほうにお見せいたしまして、学術会議では、やはり研究費の委員会がございまして、そこで慎重に検討していただきまして、非常にこまかいリストをいふのです。

○唐橋委員 わかりました。

ただもう一つ、くどいようですがお伺いしたいのは、この答申案を出せば——まあ製作の過程においても学術会議等の意見も十分入っているとは

を、学術会議の考えておられるとおり、一分の違
いもなくメンバーまできめてしまうのであ
れば、研究費の配分は学術会議でされたらどうか
といふ委員の意向さえあつたくらいであります
て、われわれの学術審議会のほうにもそれだけの
自主性は持たせたいという考え方で、その点は總会
におきましてやむなしといふ態度で文部省に答申
した、こういう次第でござります。

○唐橋委員 わかりました。参考の方々どうも
ありがとうございました。
○高見委員長 各参考人に対する御質疑はほかに
ございませんか。——西岡武夫君。

○西岡委員 唐橋委員の御質疑に関連いたしまし
て、科学研究費の配分問題について、一、二、三點朝
永先生にお尋ねをいたしたいと思います。

先ほど朝永先生からお話があつたわけであります
が、これまでの最も有効であると考えられる慣
行、これをやはり引き続いて受け継いでやつて
いつたらしいというお話をあつたのですが、その
朝永先生がおっしゃいますこれまで最も有効で
あつたと考へられる慣行自体、それを実行してき
ていいろいろな問題点が出てきた。それは朝永先生
としてもいろいろな弊害があつたことは認めに
なられるわけでしようか。その点伺つておきま
す。

○朝永参考人 いままでいろいろ弊害と申します
か、方々で御批判があつたことは事実でございます
。これは学者の側からも御批判がありました
し、おそらく文部省あたり、お役所のほうも、い
までのやり方を改めたほうがいいというお考え
があつたかと思うのです。ですから、そういう点
について今度審議会のほうでお出しになりました
改善案の中でもつとめたと思われる点、確かにこ
れでいままでよりよくなるであろうと思われる点
が多くあるわけでござります。ですから、何が何
でも今度の答申が全部いけないというふうには考
えておりません。確かに今までよりすつきりし
た点がございます。そういう点で、今までの慣
行が一番いいと申しましたのは、そういう点まで

前のやり方を固執してゐるわけではございません。確かによくなつた点は改めていい。ただ、われわれが非常に重要なことを考へますことは、審査委員の推薦の件で、今まで定員の倍推薦いたしましたので、そして順位をつけましてそれを尊重していく。尊重という意味はそのおりしろということではございませんで、そういうときには理由を示してください。されば、それがもつともな理由であれば納得します。そういうのが今までの慣行だったわけですね。それで今度もそういうやり方は変えないでいい。ただきたい、そういうことでございます。

○西岡委員 そうすると、今度の改善案に、最終的にそれではどうしてもいけないんだということになつた最後の理由と申しますか、そのポイントと/orいのは、いまの推薦順位の問題だけでござりますか。

○朝永参考人 この順位の問題のはかにも幾つか学術会議として考え方直していただきたい点がもちろんございます。ただ、そういうことをこまかく申しますとたいへん時間がかかりますから、特に重大だと思われる審査委員の問題だけを取り上げておるわけであります。それで、私どもはそれをなぜ重要視するかと申しますと、そもそも科学研究費といふのは——学問にはいろいろな性格がございまし、研究の方法もいろいろでございます。それから非常に金のかかるものもござりますし、あまりかかるものもございましょう。それから使い方も、専門あるいは学問の性質によりましていろいろあるわけでござります。どういうふうに使つたら一番有効であるか、経常研究費といふのは非常に画一的に金額等きまつておりますし、ただその使い方にについては、そのもらつた大学の先生方が自由に使えるという意味では画一ではないのでござりますけれども、金額等は実験講座幾ら、非実験講座幾らというよう非常に画一的になつてあるわけでございます。それを補うた

がいまして、これを配分する、あるいはそれの方にテゴリーをいろいろきめるというような場合に、学問の性格、研究の方法等を十分知った上でやりませんと、せつかくの研究費が十分役に立たないということがあるわけです。それで、いままでも、そういう意味でこの配分をきめるのには、その現場の研究状況をよく知っておられる方々、その学問のこまかい性格の違いその他をよく知つておられる方々の御意見を十分くみ上げる必要があるというので、いろいろな学会等に意見を聞いて、そしてそれによって学術会議が適当に調整いたしまして推薦したわけでござります。

ところが、今度のやり方になりますと、学術会議に全体の六百人ないし八百人の推薦は依頼されますけれども、その中のどなたを採用していただとか、それからどなたを第二段審査委員にするかといふようなことは学術会議の手を離ると申しますか、審議会のほうにゆだねられるわけでござります。それで先ほど申しましたように、もちろんこの審議会は非常に優れた先生方三十人で構成されておられるわけでござりますから、そこでそういうことを十分お考えになるとは、学術会議としてそうは思いませんけれども、どうかといつて、先ほど申しましたように白紙でそこへおまかせして責任を果たせるかどうか、そういう疑問を持つたわけでございます。そういうわけで、そういう点で学会等が今度のやり方をどう考えるかといふようなことももう少し学術会議としていろいろ意見を聞いてみたい、そういうことであります。十二月のよう申し入れをしたわけでございます。

○西岡委員 この問題につきましては、もう少し詳しく先生の御意見、お話を承りたいと思いますが、時間の関係もありますので、最後に一点だけ、もう一度先生のお考えを承りたいと思います。

うものを確立しておる。ここに日本の戦後の科学の発展といふものと、しままで考えられなかつた学界の民主化といふものが大きく進展したと思うのでござりますが、要は日本の文教行政の最高責任者であられる大臣が、この大学の研究あるいは全体として科学の立場といふものの独立性といふますか、そういうものに対処していく基本的な姿勢といふことこそが一番重要であり、基本的なもとのでありますと私は考えるわけでござります。しかもして、これに対する大臣の所見をまずお伺いしておきたいのでござります。

○**漢局国務大臣** 一国の政治行政の發展を願つておる立場におきまして、私は科学を尊重し、科学の進歩发展が非常に大きき役割りを果たしてまいるものであるということは、これは当然のことと存ります。戦後の日本の政治行政の上におきまして、科学尊重といふ精神は脈々として流れおる。そのような心持ちで、私は、わが国の科学の水準の向上、その发展といふものを期待してやみません。

○**唐橋委員** まあ、科学を尊重していくといふ大臣のお考えは当然だと思いますが、次にお伺いしたいことは、あらゆる新聞論調あるいはその他の科学雑誌等を見てみても、近時どの方面からも、

またまた政治が科学の上に立つて、そして一番科学として用心しなければならない官僚統制、そういう傾向が強くなってきておるのではないか、こういうような議論が各方面に燃え上がつてあることは、大臣自身も私以上におわかりだと思いますが、これらの一いつの論調に対しても、どのように大臣としてはとらえていらっしゃるか伺いたい。

るわけにはいかないと思うのであります。政治の面におきまして科学尊重の精神があつてこそ、初めてわが国の科学水準の向上発展も期待し得るのではないか、これはひとつ別のものとしてお考え願わないようにお願ひ申し上げたいと思うのであります。同時に、科学の面におきまして、いろいろなその面からの御要求なり御要望なりといふるものも、政治を実際に移して、行政を実際に考えます場合、もちろんこれを尊重してまいらなければならぬと思いますけれども、実際行政をやります場合には、必ずしも科学者の皆さん方が御要望なさるとおりには、すぐに実現するというわけにもまらない。そこにやはり制約もあることでございまして、今はまだ、その間必要上選択もしなければならぬというようなこともありますから、これを尊重するという精神においては、私ども決して科学を支配して、そしてその正常な発展を妨げるといふうな心持ちは毛頭持つておらならないつもりであります。

○唐橋委員 大臣のお考のとおりになつておれば、しばしば各方面から出てくる、また官僚統制の傾向が強くなるのじやないかというような危惧の問題は出てこないと思うのでございますが、ただ御承知のように、やはり現在は政党政治でございます。政党はやはり一つの政策を持つておる。そういう基本的なかまえがあると思います。同時に、科学は政党的なものから離れて、理想的な立場を持つておる。こういうような中で文部大臣としてすべき任務というものは、やはり政党の一つの政策的なものも、当然それは大きく要素にはなつてゐるが、その政党の政策的なものがあまりに目前の科学へ大きな力が及ぶこういうことになつてくるからこそ、いまのような危惧の念が各地で出てくるのではないか。したがつて、文部大臣としての任務は、このような政党政治の中で政党が持つ一つの政策、その政策が、現在の科学体

制の中では、学者の一つの要求の中で消化していく場合に、学者の良心を大切にし、そして科学の独立といふものを、尊厳を侵さないように守つて、こういう任務とそが大臣として非常に党政党政治の中における大きなものではないか、いわゆる政治から――逆説から言いますれば、党政党政治の中における科学の政策的なものを強く学界にてて要望するよりは、むしろ文部大臣の任務としている。そういうものをあまりに強くいかないよう守つてやつていく。ここに眞の科学の尊重というものが出てくるのではないかということを私は平素考えておるわけでござりますが、そういう党政党政治の中における文部大臣のあり方といふものに対しても、所見をひとつお伺いしたいと思います。

○ 遠尾国務大臣　どの政党にしましても、それぞれ適切と考える政策を立てて、それを実際行政の上に移していくといふことが政治の行き方だらうと思うのです。その間に処して、先ほど来申ししておりますように、科学あるいは科学技術と申しますようか、そういうものの分野がおくれておれば、それだけその国の政治はおくれてくるといふわけにもなりますので、いかなる政党にもせよ、その政策を推進してまいります場合に、基本的に科学を尊重するという態度を見失つてはいけないといふことは、私はお話しのとおりだらうと思ひます。ただ現実問題としまして、予算の制約でありますとか、また特にどの面を今日の日本としては重点を置かなくちやならぬとか、そういう選択の問題はあるうかと思う。その選択の問題については、あるいは政党ごとに所見を異にするといふこともあります。これをお実政の上から申しますと、私にはある意味においてはやむを得ないことだと思ひます。やむを得ないことでありますか、それをもつて直ちに政党が政策をもつて特定の科学をど

うするとかこうするとかいうふうに受け取られては、実はわれわれとしましても困るのであります。基本的な精神におきましては、唐橋さんのおっしゃつたことについては何の異存もございませんけれども、そういう精神のもとに現実に政策を立て、あるいは行政をおきましては、唐橋さんのおっしゃつたことによつては何の異存もございませんけれども、そういう精神のもとに現実に政策を立てて、あるいは行政をやつしていく場合に、そこにいろいろな選択に迫られる。その結果、個々の学者から申せば、いろいろ御意見が生じてくることもあり得ると思うのでございます。

いずれにしましても、学問の自由ということは何よりも大事なことであります。その学問の自由を政党が制約するということは、これは憲法上から申しましても、もちろん許されないことであります。そういう基本的な問題については、私は唐橋さんと所見は違つておるとは思つておりますけれども、現実問題としてあらわれてくるところによつていろいろ学者の間にも御意見があるり、それがまたあるいは官僚が統制するのだとどうよう御批判となつてあらわれてくるようなこともあり得ると思います。私どもの気持ちはひとつ御了解をいただきたいと思います。

○唐橋委員 わかりました。そして、その現実の中でどうしてもやはり私たちは、いま大臣が科学を尊重していこう、いわばいま各地で論調として出ておる科学の一つの優位性を弱体化していくこう、こういうふうな傾向はないようにしたいといふ気持ちもわかりますが、どうしても具体的な事例の中から官僚統制的な方向を心配していくものがあらわれてきておるわけでございます。したがつて、具体的に二、三お伺いするわけでございますが、学術奨励審議会を改組して三十人の委員にし、そしてそれは前からそういう研究体制に対する諮問をしておる、こういうことでございますけれども、急に急いで学術振興に関する当面の基本的な施策といふものの結論をなせてきたんだ、これはあとでもう少し他の事例と見比べた場合

合、そういう疑問が出てくるわけですが、これに
対してはどんなふうにお考えですか。

（漢風回春大目）利の前の時代のもの、いわば
ませんけれども、必ずしも急に、急いできわめて
毎期間の間代ものをきめて、そしてそれをやつた

というふうには考えておらないでござります。学術審議会のできる前からこの種の問題につきましてはいろいろ検討もなされておつた。そしてまた学術審議会は、前の学術奨励審議会ですか、そういうところでやつておりましたものを受け継いで検討を続けてきた、こういうふうに伺つておる所であります。たゞ問題は、科学研究費の問題について、私どもとしましては、申すまでもないことでございますが、またその点でわれわれ自身も満足もいたしておりませんけれども、この科学研究費といふものをもつともつと充実したものにする、あるいは増額するというふうな努力をまず行政としては考えていかなくてはならないということが一つございます。それと同時に、これの配分の方法の問題について、もしいろいろな批判があり、改善をする余地があれば、これを改善していくのが当然行政の任務としてやっていかなければならぬ問題だと思うのであります。今回の問題では、科学を尊重するとか、科学を軽視するとか、そういうふうな性質の問題ではなくして、予算をいかにして有効に適切に配分していくかという御審議を願いまして答申に基づいて、これがよりよろしい配分方法であるという考え方のもとに改善を加えたという事柄であるといふうにひとつ御了解をいただきたいと思うのであります。

○唐橋委員 大臣のお気持ちはわかるのですが、一月二十九日に文部省から委員の推薦依頼を学術審議会のほうに出しているわけでございます。その委員の推薦の内容を見てみますと、これは文部省提案でと各部に分かれていますが、このとおりにひとつ推薦してくれないか、こういうのが出ておるわけです。しかもその前には、先ほど参考人いただきましたように、選考について

根本的に疑義があるのだ、煮詰めていけば、委員の選任であり、それは一切白紙でない限りは了承しないのだ、こういうような点は、文部省は把握されていると思うのです。それを文書でこのとおりに推薦してくれないか。そうして学術会議といふのは御承知のように大きな組織ですから、ほとんど時間的にも不可能だと思うのです。そういう時間的にも非常に困難な状態の中で推薦を依頼して、そうしたこととは從来どおりやつてくれ、こういうたつた一年のものを、しかたがないからと、いうことで、今度学術会議の意見を取り入れないで、いわば、新聞論調を見てもここが一番重要ななつていいと思うのですが、日本學術会議を浮き上がらせようと故意にしたのではないかということが、新聞論調の中でも一番問題点として指摘されておるわけでございます。私も、経過をずっと聞いていきますと、やはり文部省としてここに多少無理がある、こんなような点を十分感じ、これは悪いのでございますが、ここに官僚統制という考え方を当然学者に与えていく大きな原因を文部省はつくつておると、こう言わざるを得ないわけどこざいますが、この経過等について、ひとつ局長のほうからでも御説明を願いたいと思います。

ほりへ順位をつけてきなさい」というようなことを言つた。ただ、学術会議が全部きめてしまわないで、学術会議のお気持ちもくみますが、学術審議会としては、ただ取り次ぐだけというのではなくて、その順位を出されたものをきめるぐらいをさせます。これは調停案も出されまして、そういう経緯をとつておりますので、私ども無理無理これを押しつけたということではございませんし、それからしたということを先ほどおっしゃつておられました。昨年十二月二十日に、先ほどおっしゃいました朝永先生がこの問題について文部大臣に申し入れをなさいましたのは、先生がおっしゃいますように時間的に間に合わない、早いということではなくくて、推薦方式についての根本的疑義があるといふことが焦点でございました。参考人が去られたまゝあとで、そういうことをいろいろ申しますと、私がまたかつてなことを言うとどちらもいけませんんし、弁解がましくなりますのであまり申しませんけれども、一応朝永会長、茅会長、いろいろお話しになりましたことが両者のあれでございますし、いま唐橋先生おつしやいますような、何か文部省だけが急いだということではございません。ただ、最終的には、もう一年待つたらどうだといふことになつておりますので、もう一年あれにをりますが、先ほど大臣が答えられましたが、先ほどお二人の参考人がおつしやいましたように、従来の弊害は十分認めるのだ、ただ問題は、推薦方式だけではないにしても、しばらくたたいたのはそこがござりますが、先ほど大臣が答えられましたが、先ほど二人の参考人がおつしやいましたように、従来大臣が一方的にやるつもりがございませんが、やはり学術審議会なり、文部大臣が、任命権者としてそのくらいのゆとりはという気もいたしますし、でございますので、先生には急いでおるよう見えるかもしませんが、私どもは十分念を入れてやつたつもりでございます。

四百人の審査委員の予算もついております。予算案は参議院で御審議中でございますが、いま御審議いただいております予算の中身は、この改善案をもとにして組まれております。

そういうことで、従来の弊害も認められ、予算もそういうことでござりますので、私どもは、ぜらきてるわけです。御承知のように、今度三十九人でしたか、この審議会は文部大臣の諮問機関ですから、先ほど参考人から聞いたように、二十九人の中で半数くらいしかなかながやれない。何回も、十七回でしたね、とにかく審議をした。もう何回も審議を慎重に、前から受け継いでやつた。こういうのですが、これはあくまでも文部大臣の諮問機関である。この性格は基本的にあるわけでしょう。そして他方、いわゆる日本学術会議は、私から申し上げるまでもなく重大な位置を占めておる。しかも、煮詰まつていつたときにどうだかそれじや検討しよう、ことしだけ待つてくれ、こうよう、多少日時さえあれば氷解していくのじやないか、こういう一年なら一年、もう少しそれでござります。と同時に、これもそうでござますが、日本学術振興会を成立させました後に、やはり官僚統制の問題が出来ました。日本学術振興会法が成立したとたんに、今まで四百人の学術奨励審議会を改組して三十人にしている。それはともかく、文部大臣の諮問機関だ。こんなような全体の中からどうしてもそういう官僚統制の方向を強く進められない、ここに一つ大きな疑問が出てくるわけです。と同時に、これもそうでござりますが、私は当然だと思うのですよ。それを当然でないんだ、こういう反論は、私は出てこないと思うのですよ。いまの学術振興会法が成立したとたん

IV. いままで四百人の学術奨励審議会を今度三十人に改組をして、そしてその審議会の答申が優先になつて、いわゆる学術会議の意見が今度何か煮詰まつた場合に、非常に問題の焦点がわかつてしまつたのに、そして一年間、ことしは従来どおりやつてくれないか、こういうことさえやはりいれられないとしていけば、文部省があまりに強過ぎるといふこの意向を持つのは当然じゃないですか。

○官地政府委員 誤解がありますといけませんので一言申し上げますが、実は従来学術奨励審議会というのがありましたときに、すでに科学研究費配分の小委員会はあつたわけなんで、そこで委員は数百名といまおつしやいましたが、今度も学術審議会の科研費の委員会は四百名になるわけなんですから、従来よりは人数は多くなるわけです。それで從来も審議会でやつておつたわけです。そういう点では一つも変わりはございません。

それから、特殊法人学術振興会との審議会、あまり弁解しますと時間が長くなりますから、先生のおっしゃるような関連は、これはそのときの法律の日時等をお調べいただければ、そういう関係がございませんので、一応申し上げておきます。

○唐橋委員 いや、四百名の方が審議会のほうにもいるということは私も知っています。しかし、一番中心になるものが、しまのようだに学術奨励審議会を学術審議会にした。こういう点は、日時はあれでしよう、去年の三十名にしたのはやはりいまの日本学術振興会法ができるからでしょう。何とか日時が私の違ひですか、学術審議会に改組したのは四十二年の六月でないですか。そうすれば、日本学術振興会法が一応成立の見通しが立つたときにやつたのでしよう。

○官地政府委員 実は、従来学術奨励審議会時に科学研究費配分の委員会がございました。その定数は百二十一でございます。今度の学術審議会は——従来の学術奨励審議会と申しますのは、いわゆる総会の委員がございませんで、すべて分科会で、それが六つ、七つあつたわけあります。それを今度は、総会に当たるものつくつて、そ

下に従来とはほぼ同じ分科会はあるわけでございます。前は分科会の定員は百二十一であつた。今度の学術審議会の親審議会は三十人でございますが、従来の奨励審議会分科会に当たります科研費分科会は四百になるわけです。ですから、従来百二十一であつたのがその三倍以上になるわけでござります。親審議会ができたというだけで、従来は親審議会がなくて直接分科会であつた、今度は親審議会の下に四百人の分科会ができる、そういう関係でございます。

○唐橋委員 大臣が参議院の予算委員会のほうに行かれるということなので、大臣に関係することだけを先にお伺いしたいのですが、前の国会で非常に問題になりました、先ほど参考人からお聞きいたしましたが、米陸軍の極東研究開発局からの研究資金の問題については、これはいまさら申し上げるまでもなく、ほんとうに大きな問題と私たちも受け取り、國民もまた大きなショックを受けたと思うのでございますが、その後文部省としては、それらについては申請を出させるんだ、こういうような方式をとられ、そしてお聞きしてみますと、本件は四十二年度には一件もない。こういうようなことなんですが、私は、そこで疑問に思うのは、先ほどやはり朝永先生にお聞きしたように、継続的な研究——旅費やその他は別ですよ、継続的な研究といふのは、やはり學問の一つの重要性から見て、当然行なわれてゐる。そういう場合に、それらの問題に対して今度どういうように処置されたのか。あるいは国立大学にはなかつたとしても、他の研究機関あるいは私立大学等においてはどうなのか。先ほども申し上げたのですが、そういう問題について文部省が直接調査に入ること、ということは私は好んでおりません。しかし、他の機関がやり得ないことで政府機関としてやり得ることは、極東研究開発局からの支出状態は政府機関は直接聞ける。ほかの機関は、たとえば大學が全体を聞くわけにいかないでしよう。政府機関であるから、四十二年度国全体として、私立大学や他の研究機関等を含めて今度金が出ているの

かどうかといふことを当然つかむべき責任を持つ
ております。思ひます。

要は、時間もございませんので、この種の問
題についてお伺いして、さらにもう一つ質問の条
をつけ加えて申し上げ、一括御答弁を願いたいと
ますが、あの問題の中で一番大きな問題は特許
著作権条項だと思うのです。研究の成果が、こ
そうしますと、もう日時がたつてある現在です
ら、それらのものをずっと文部省としては明確に
にされて、そしてこの辺ではつきりと国民の前に
においては非常に中心的な議論となつたのです。
補助をもらつたものは特許権も著作権もすべて
アメリカ側にあるのだ、こういう条項が前回の国へ
においては非常に問題となりました。研究の成果が、
そうしますと、もう日時がたつてある現在です
ら、それらのものをずっと文部省としては明確に
にされて、そしてこの辺ではつきりと国民の前に
この種の問題を取り扱つた結果を公表すべき時機
ではないのか、そういう義務的なものを文部省は
持つておるという考え方もあるのでござります
が、それらに対しても一つ明らかにしていただき
たいわけでございます。

○宮地政府委員 いまの大臣の御説明に補足いた
します。

従来の、これは国内の奨学寄付金あるいは受託
研究費ももちろんそうでございますが、とりわけ
外国からの受託研究あるいは工業所有権、こうい
う受け入れにつきまして問題になりますのは、そ
の中身と同時に、技術的な問題としてしまして
は、これに特許権とかあるいは工業所有権、こうい
いったような権利がつくものであるかどうかとい
うことなどが一つの問題になるわけでござります。い
ま先生御指摘のアメリカ陸軍極東研究開発局、こ
の問題につきましては、アメリカの極東研究開発
局から、たとえばある大学の研究者に奨学寄付金
が入ります場合に、その奨学寄付金で研究した結
果特許を生ずる場合、そのときはアメリカにその
特許権は属するのだ、あるいはアメリカに承継さ
せるのだ、自動的にそういうふうになつておるも
のにつきましては、これは受け入れてはいけない
ということにいたしております。ただ、初めから
自動的に外国のほうに特許権が承継されるという
ことになつていい場合、これは個々のケースで
ございまが、したがつて、そういうような場合
に、これは絶対にそういう特許等の生ずる研究で
はないというようなものにつきましては——これ
はもちろん研究の内容によろりと思ひます。最近
のことですから、軍に協力するような、直接軍事
目的のための研究といったようなことについては
いろいろ議論のあるところですが、そういう内容
上の問題ももちろん検討する必要がございます
が、特許の問題につきましては、私どもとしては
は、そういう条件のつかないものといたことで受
け入れさせております。

○唐橋委員 あと一、二質問が残つております
が、だいぶ時間に食い込みましたから、別の機会
に譲ることにいたしまして、私の質問はこれで終
わります。

○大野委員長 有島重武君。

○有島委員 大臣お急ぎのようなので、簡単な
ことだけお尋ねいたします。

たします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案についてでございますが、これは大学の改組についての問題でございますので、現在の大学が、学校教育

法の五十二条に、大学は学術の中心である、広く知識を授ける、深く専門の学芸を教授し研究する、知的、道徳的及び応用的能力を開拓させることを目的としているとあります、現在の大学がこのようない目的を果たしておるかどうか、その点について大臣の御所見を承つておきたい。

○灘尾國務大臣 学校教育法の五十二条でござりますが、それに大学設置の目的が書かれておるわけでございます。各大学におきまして、また設置者であるわれわれといいたしましても、この目的達成のために努力しなければならぬことは当然のことです。はたしていまの大学がこの条項を完全に満足させるだけのことをやつておるかどうかといふことの御質問でございますが、やはり大学にいたしましても、まだ充実し、まだ向上してまいらなければならぬ余地はもちろんあるものと私どもは考えておる次第でござります。目標の達成に向かつて常に努力をしてきておりますし、また、それ相当な成果はあげておるとは思いますけれども、さ拉に一そらこの目標に近づくように努力をしなければならない状態にあります。特にことばを飾つて言うわけにはいりません。現在の大学の状態から考えましたときに、学生の指導教育、そういう点におきまして非常に決心を持って真剣に努力をしなければならない要素が多くあるといふことは、まことに申しわけないことでございますけれども認めざるを得ないのであります。その改善のためにさらには、その努力をいたしてまいりたい。そういうふうな状況にあらうかと考えております。

○有島委員 いまの大臣のお答え、その目的に向かつて努力をしていくといふお答えでござりますけれども、このたびのこの法改正もそうした一環として受け取つていただきたいというふうに私は思つておるのでございますけれども、この法案の

提案の理由書に「千葉大学及び愛媛大学の文理学

部を改組して学部を増設するとともに、茨城大学ほか三大学に大学院を設置する必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である」まあ、法

律の出し方というものはこういう出し方をするの

かもしませんけれども、必要があるから、だからやると、こう言われますと、こういうふうに改

組していく必要は確かにあるかもしませんけれども、それ以前に、もつともいろいろ打つべき手があるんじゃないかという点を考えざるを得ないのです。これは学校当事者の側にも、また学生の側にも、父兄の側にもいろいろな問題があると思うのでございますけれども、きょうは時間がありませんから、ただ要望にとどめます。この改組をしたところはやはり新しい息吹きを持つて始まついくと思うのです。せつかく改組したものは、おそらく教授陣といい、設備といい、まだま

だいろいろな不備な点があると思いますけれども、これが一つの今後の大学のあり方の強力な推進力となつていくよう特に配慮をしていただきたい。その点を、私どもこの改組にあたつて以上を要望いたしまして終わります。

○高見委員長 何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。
「昭和四十三年三月三十日」に改める。
附則第二項中「この法律の施行の際現に」を
附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四
十三年四月一日から適用する。

○高見委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終りました。

以上でござります。

○高見委員長 何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。
「昭和四十三年三月三十日」に改める。

○高見委員長 これより本案及び修正案について調査を進めます。
日本学校給食会の問題について質疑の通告があります。これを許します。小林信一君。

○小林委員 大臣お急ぎのようでございますので簡単に申し上げますが、これは昨日からきょうまでございませんから、まだ要望にとどめます。この改組をしたところはやはり新しい息吹きを持つて始まついくと思うのです。せつかく改組したものは、おそらく教授陣といい、設備といい、まだま

だいろいろな不備な点があると思いますけれども、これが一つの今後の大学のあり方の強力な推進力となつていくよう特に配慮をしていただきたい。その点を、私どもこの改組にあたつて以上を要望いたしまして終わります。

○高見委員長 何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。
「昭和四十三年三月三十日」に改める。

○高見委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終りました。

以上でござります。

○高見委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

たしておりますので、案文の朗読をもつて説明にかえさせていただきます。

○高見委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高見委員長 ほかに御質疑はありませんか。
以上を要望いたしまして終わります。

○高見委員長 何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

○高見委員長 これより本案及び修正案について討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○高見委員長 本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。まず、谷川和穂君外三人提出の修正案について、採決いたします。

○高見委員長 〔賛成者起立〕

○高見委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決されました。

○高見委員長 次に、ただいま修正に決しました部分を除いて、原案について採決いたします。

○高見委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高見委員長 起立総員。よつて、修正部分を除いて原案に賛成の諸君の起立を求めます。

○高見委員長 これにて、国立学校設置法の一部を改正する法

律案は修正議決いたしました。

○高見委員長 律案は修正議決いたしました。

○高見委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○高見委員長 これにて、国立学校設置法の一部を改正する法

律案は修正議決いたしました。

○高見委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○高見委員長

す。

○小林委員 まことに残念なことでございまして、おそらくきょう給食は全国に行なわれております。それに携わる方たち、また給食を受ける生徒、児童、こういう人たち、また父兄も、おそらくきょうの給食を通して、この新聞の問題を考えたおとしのうですが、教育行政の権威を失うような問題でありますので、この際そういう人たちの気持ちを代表して、私は文部省に一言申し上げたいのです。

学校給食の問題は、体位向上、食生活の改善あるいは給食をともにするという中から大きな教育の成果をあげて、父兄は相当な犠牲を払いながらこの問題には協力をし、その完全な実施を強く要望しながらいま続けられておると思うのです。しかし、まだまだ学校給食法に示すこの給食に対する国策といふうなもの十分でない、これからだと思うところが多分にあります。しかも、最近のこの物価の中はどうして父兄の負担を軽減しながら給食の使命というものを果たしていくか、この点は実際にそれに携わっている人の苦心している点なんです。また、この脱脂ミルクにつきましても、栄養価値は十分認めながらも、どうして子供たちにもっと親しんで飲ませるかといふところが、従来もこの脱脂ミルクにつきまして、先生方の非常に苦心しておる姿に全く感激しております。そのときも、今後こういうことがないようじと、国会でも文部省に強い要望があつたと私は記憶しております。衝に当たられる文部大臣は清廉潔白の方であることは私ども認めます。また体育局長も、私たち長年存じております。その点全くこの局長のもとにこういう問題が起きるとは思われない。また学校給食会の理事長、この方も私どもよく知っております。それこそ曲がったことなんかできない人だと信頼しておる方たちです。こういうふうに大臣をはじめそ

の衝に当たつておる人たちがみんな、きょうの新聞にあるように、学校給食に黒い手が、というようなことは予想できないことがあります。やはり行政のどこかに欠陥があるからこういう問題が起きたわけでありまして、日本学校給食会法の第二十八条には、りつばに、そういうことが起きないように常に監督するいは調査をするといふことが述べられておりますが、そういう点に何か手落ちがあつたのではないかと私は思うのです。とにかくこういうところに問題が起きることは非常に重大だと思うのです。このことについて私は文部行政のあり方にについて申し上げたいことがあります。とにかくきょうの給食に關係する人々は、普通の官庁にある汚職とか疑惑とかいう問題以外に相当な深い関心の中でながめておると思うのです。どうか今後こういうことがないようになります。この問題を通して徹底的にその事理を明らかにするとともに正しい判断をしていただきたく、この際私は希望を申し上げて、私の御質問を終わります。

○高見委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

昭和四十三年四月十九日印刷

昭和四十三年四月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局